

あなたの設備投資を応援します！

令和 8 年度版 三豊市中小企業経営改善資金

利子補給制度のご案内

市内で設備投資を行う事業者の借入利子の一部を市が補助します

POINT
1

補給率

75%(上限あり)

該当借入の 1 月 1 日～12 月 31 日までの支払利息×75%

POINT
2

対象要件

- ・三豊市商工会長の推薦を受けたもの
- ・三豊市税の未納がないもの
- ・申請年に該当借入の延滞がないもの

POINT
3

補給期間

当初利払い日から **84 回目** の利払いまで

※経過措置により延長対象外となる場合があります

ご利用条件・留意事項

1. ご利用いただける方・対象融資

ご利用いただける方	・ 三豊市に居住する個人事業主、又は三豊市内に事業所を有する中小企業者であるもの ・ 三豊市の区域外に居住する個人事業主、又は三豊市の区域外に事業所を有する中小企業であるが、三豊市の区域内で事業を営むもの
必要な条件	・ 三豊市商工会長の推薦を受けたもの ・ 三豊市税の未納がないもの ・ その年の1月1日から12月末日までに、該当借入において延滞がないもの
対象融資	資金使途：設備資金 ※運転資金を併用して借入をしている場合は、按分し補給額を再計算します
補給対象上限	2,000万円以内 ※借入額が2,000万円を超過する場合、借入額を按分し補給額を計算します ※複数該当借入がある場合、合計し上限を超えた場合、上記に該当します
補給率	75% (申請する年に実際に支払った利息額に対し) ※上限あり
補給期間	該当借入の当初利払い日から 84回目 の利払い日まで ※経過措置により延長対象外となる場合があります
対象融資取扱窓口	三豊市商工会、市内にある各金融機関

2. その他留意事項

- ・ 補給の申請は毎年必要です。
- ・ 延滞が発生した年は申請できませんが、翌年以降、延滞がなければ申請可能です。
(※今後、延滞に対する取扱いについては変更になる可能性があります。)
- ・ 融資の可否、取扱内容は各金融機関の判断・運用によります。
- ・ 制度の詳細は「三豊市 産業政策課」又は三豊市商工会へお問い合わせください。

3. お問い合わせ先

三豊市商工会 〒767-0032 三豊市三野町下高瀬 2014-1
TEL:0875-72-3123